



令和5年度
鎌倉市人権施策推進状況報告

令和6年8月

鎌倉市共生共創部地域共生課

目次

I	はじめに	1
II	分野別施策推進の基本的方向と推進状況	2
	1 女性の人権	2
	2 子どもの人権	5
	3 高齢者の人権	9
	4 障害者の人権	12
	5 外国人の人権	19
	6 災害発生時の人権	21
	7 同和問題	22
	8 さまざまな人権	23
III	今後の人権施策推進に向けた基本的方向と進捗状況	26
	1 人権教育・啓発・研修の推進	26
	2 人権に関する相談・救済支援体制の整備	29
	3 市民、地域の団体、事業者等との連携	30
	4 人権尊重とプライバシー保護	30

I はじめに

鎌倉市は、平成 16 年 3 月に、人権施策を進める上での基本理念、方向性などを示す基軸として「かまくら人権施策推進指針」を策定し、平成 26 年 1 月には、10 年間の人権を取り巻く社会情勢の変化、とりわけ平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえて改訂を行いました。

かまくら人権施策推進指針における基本理念

- 1 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくり
人との出会いを大切にし、一人ひとりの基本的人権を尊重し、人種・国籍・性・出身・年齢などによる差別を受けることなく、だれもが人として尊重されるまちづくりをめざします。
- 2 多様性と違いを認め合い、共に生き、支え合う社会づくり
一人ひとりが「共に生きる社会」の一員として、生存を全うする権利を持つとともに、他者の権利を尊重し、「多様性と違いを認め合い」、「共に生き、支え合う社会」をめざします。
- 3 平和を希求し、世界に開かれたまちづくり
平和な世界が確立されてはじめて人権が尊重されるという認識の下に、平和を希求し、世界に開かれたまちをめざすとともに、だれもがともに仲良く暮らすことができるまちをめざします

本書は、令和 5 年度中の人権施策の推進状況を報告するものです。

「かまくら人権施策推進指針 改訂版」のうち「第 4 章 分野別施策推進の基本的方向」における特に重要な取組及び「第 5 章 人権施策推進に向けて」に示したそれぞれの事業について、担当課が次の区分により評価しました。

- A 十分に（順調に）実施できた。
- B 概ね実施できたが、不十分な点が少しある。
- C 実施したが不十分な点が多く、まだ努力を要する。
- D 実施方法を含め改善が必要である。又はほとんど実施できなかった。

取組状況 88 件（再掲除く）の事業評価は A が 32 件、B が 47 件、C が 7 件、D が 2 件といった結果で、C と D の合計件数の対前年度比較は 16 件から 9 件と大幅に減少しています。また、前年度から評価が上がった事業は 22 件、下がった事業は 1 件で、評価が上がった事業の件数は前年度の 22 件と同数であり、下がった事業の件数は前年度の 4 件から減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響で数年間近年実施できていなかった事業を再開したこと等により、事業評価が上がっている理由がある一方、新たな手法によって人権施策の取組が進められており、引き続き社会状況に応じた取組が必要です。

II 分野別施策推進の基本的方向と推進状況

I 女性の人権

● 女性の人権が尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、責任を担う真の男女共同参画社会の実現をめざします。

(I) 政策・方針決定の場への女性の参画																							
事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等																				
審議会等における女性委員登用の促進	<p>【地域共生課】</p> <p>目標（男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないこと）を達成する審議会等の割合</p> <p>令和6年4月1日時点における審議会等女性委員登用状況調査では、65の審議会等のうち45が目標を達成した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;"></th> <th style="width: 33%;">令和6年</th> <th style="width: 33%;">令和5年</th> <th style="width: 33%;">令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td style="text-align: center;">69.2%</td> <td style="text-align: center;">68.1%</td> <td style="text-align: center;">53.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(各年4月1日現在、前年度中に開催実績がなかった審議会等を除く)</small></p>		令和6年	令和5年	令和4年	割合	69.2%	68.1%	53.0%	A (A)	前年度と比較して改善が図られた。 令和4年7月に「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」を改正し、推進体制の中心を各部長として各部の目標達成率を把握するなど、推進体制をより強化した。												
	令和6年	令和5年	令和4年																				
割合	69.2%	68.1%	53.0%																				
事業所や各種団体等に対する女性の職域拡大推進のための啓発	<p>【商工課】</p> <p>勤労者や市内の労働組合・団体等に男女雇用機会均等法などの制度の周知のため「かまくら勤労市民ニュース」を年3回発行した他、鎌倉市企業・求人情報発信サイトWorker's stationにおいて広く市民に周知を行った。</p>	A (B)	国や県等から収集した情報を勤労市民ニュース（年3回発行）の他、新たに鎌倉市企業・求人情報発信サイトWorker's stationにおいて広く市民に女性の職域拡大推進のための啓発を行った。																				
女性管理職の登用促進	<p>【職員課】</p> <p>「鎌倉市特定事業主計画」に基づき、女性の職域の拡大、適材適所の人事配置に努めた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">令和6年</th> <th style="width: 20%;">令和5年</th> <th style="width: 20%;">令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性管理職率</td> <td style="text-align: center;">12.1%</td> <td style="text-align: center;">12.3%</td> <td style="text-align: center;">13.1%</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td style="text-align: center;">8人</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td style="text-align: center;">10人</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(各年4月1日現在)</small></p>		令和6年	令和5年	令和4年	女性管理職率	12.1%	12.3%	13.1%	部長	2人	2人	1人	次長	3人	2人	3人	課長級	8人	9人	10人	B (C)	前年度と人数に変更はないが、研修を通じて女性職員の管理監督職登用にに向けたさらなる意識改革・能力育成・活用に努めていることからB評価とした。引き続き、更なる女性の職域の拡大、適材適所の人事配置に努めていく。
	令和6年	令和5年	令和4年																				
女性管理職率	12.1%	12.3%	13.1%																				
部長	2人	2人	1人																				
次長	3人	2人	3人																				
課長級	8人	9人	10人																				

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の充実

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等																
DV及びデートDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援	<p>【地域共生課】 面接及び電話により合計603件の女性相談を受けた。一時保護が必要なDV被害者等に対し、県配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら、一時保護を実施した。一時保護者の自立について、本人の意向を踏まえつつ、保護施設や関係機関との連携を図りながら実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面接相談件数</td> <td>104件</td> <td>102件</td> <td>113件</td> </tr> <tr> <td>電話相談件数</td> <td>499件</td> <td>274件</td> <td>314件</td> </tr> <tr> <td>相談件数のうち、一時保護件数</td> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	面接相談件数	104件	102件	113件	電話相談件数	499件	274件	314件	相談件数のうち、一時保護件数	1件	2件	0件	A (A)	DV、夫婦間の問題に加え、経済的な困窮、将来への不安やストレスなど、複合的な課題を抱える相談が増加したが、適切に対応したことによる。 今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った支援に努める必要がある。
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																
面接相談件数	104件	102件	113件																
電話相談件数	499件	274件	314件																
相談件数のうち、一時保護件数	1件	2件	0件																
暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発	<p>【地域共生課】 AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、広報、LINE、ホームページ、市役所ロビーのポスター展示、モニター広告で周知・啓発を行った。</p> 	A (A)	令和4年度に引き続きパープル・ライトアップ及び街頭での啓発活動など、機会を捉え啓発を行った。引き続き、SNS等で周知啓発していく。																

(3) セクシュアル・ハラスメントの防止

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
セクシャルハラスメントの防止	<p>【商工課】 社会保険労務士による月2回の面談とメールでの労働相談及び月1回面談での精神保健福祉士またはシニア産業カウンセラー・臨床心理士の有資格者によるメンタルヘルス相談を行っている。(セクハラ内容令和5年度0件)</p>	B (B)	社会保険労務士による月2回の面談、随時受付のメール労働相談及び精神保健福祉士またはシニア産業カウンセラー・臨床心理士の有資格者による月1回のメンタルヘルス相談を実施し、労働相談は37件、メンタルヘルス相談は6名の相談があった。相談者は一定数いるが、各相談予約やメール申込みがない月もあり、必要としている労働者へ周知が行き届いていない可能性も考慮して、より積極的な周知に努める。

鎌倉市職場のセクシャルハラスメントの防止	<p>【コンプライアンス課】 次の対象者に、コンプライアンス研修の中でハラスメント防止について講義した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員（42名） ・2、3級職員（567名） ・技能労務職員（76名） ・新任会計年度任用職員（118名） ・学校技能員、栄養士、給食調理員（57名） <p>庁内のイントラネットに相談窓口を計2回掲載し、周知を図った。</p>	B (B)	ハラスメントの防止に係る評価は定量評価がなじまないが、職員の相談窓口の認知度については、令和5年度職員意識調査の結果、90%の職員が知っていると回答しており、概ね認知されている。研修を繰り返し行うことや、相談窓口の周知、その他の情報提供等により、継続してハラスメントの防止についての意識付けを図っていく。
----------------------	---	----------	--

(4) 固定的な男女役割分業意識の解消

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
固定的な男女役割分業意識の解消	<p>【地域共生課】 男女共同参画週間に合わせ、広報、LINE、ホームページ、市役所ロビーのポスター展示、モニター広告で周知・啓発を行った。</p> 	B (B)	国の啓発週間等に併せ啓発を行ったことによる。引き続きジェンダー平等について、情報発信を行う。

2 子どもの人権

次代を担う子どもたちの人権が守られ、鎌倉で健やかに生まれ育つ環境づくりと、子育て支援による活力ある地域社会の実現をめざします。

(1) 子どもの人権尊重

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
子どもの人権尊重	<p>【地域共生課】</p> <p>子どもの人権110番強化週間に合わせ、広報、市役所ロビーのポスター展示、モニター広告で子どもの権利条約等を周知した。</p> 	B (B)	<p>機会を捉えて一定の発信を行い概ね実施できたが、引き続き周知・啓発に努める。子ども相談窓口カードの配布と併せ、夏休み期間にSNS等を活用した相談しやすい情報を提供し、更なる相談窓口の周知を図る。</p>
子ども自らが、人権尊重を意識するための家庭・地域・学校での指導	<p>【こども支援課】</p> <p>令和2年3月13日に施行した「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」について、市ホームページにて、チラシ等を掲載し、周知を図った。</p>	B (B)	<p>令和5年度は4月にこども基本法が制定され、また、8月28日に国が提唱する「こどもまんなか応援サポーター」に本市が就任するなど、こどもを権利の主体として捉えることや、その意見を反映していくことがより重要視されるようになった1年であった。</p> <p>本市においても「子どものびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」に関するホームページへの掲載は継続したが、学校等への周知活動は十分に実施できなかった。</p> <p>こどもの権利や意見反映に関する啓発は今後ますます重要になっていくと考えられることから、令和6年度も機会をとらえて普及啓発に努めていきたい。</p>

(2) 児童虐待の未然防止策と対応の充実

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等																								
<p>「鎌倉市要保護児童対策地域協議会」(要対協)における、児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進</p>	<p>【こども家庭相談課】 福祉・保健・医療・教育・警察など児童に関わる関係機関が集まり、子どもや家族への援助の方法や対策を協議する要対協の各種会議のうち、具体的な個別会議である「援助活動チーム会議」を行った。</p> <table border="1" data-bbox="451 573 954 640"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議回数</td> <td>74回</td> <td>75回</td> <td>80回</td> </tr> </tbody> </table> <p>・「代表者会議」を7月に開催した。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	会議回数	74回	75回	80回	<p>A (B)</p>	<p>要対協において、支援が必要な児童等の情報共有を図り、支援方策等を確認、検討することができた。今後も、関係機関等と連携して、支援が必要な児童等に対応をしていく。</p>																
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																								
会議回数	74回	75回	80回																								
<p>「こどもと家庭の相談室」における、児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進</p>	<p>【こども家庭相談課】 「こどもと家庭の相談室」では専任の相談員が、電話及び面接による相談を実施した。第2土曜日及び第4水曜日の夜間(午後8時まで)にも相談を行った。</p> <table border="1" data-bbox="451 864 954 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>395件</td> <td>332件</td> <td>511件</td> </tr> <tr> <td>うち虐待相談件数</td> <td>92件</td> <td>82件</td> <td>247件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年5月から児童相談所ケースの一律重複受理を廃止し、市単独ケースに注力することとなった。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	相談件数	395件	332件	511件	うち虐待相談件数	92件	82件	247件	<p>A (B)</p>	<p>相談員の人員を増やすとともに土曜日相談日も増やすなどして、子育て支援サービスタにつなげる必要のある家庭を中心に、より細やかな相談対応をしていく。</p>												
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																								
相談件数	395件	332件	511件																								
うち虐待相談件数	92件	82件	247件																								
<p>虐待防止意識の啓発</p>	<p>【こども家庭相談課】 年間を通じ、ホームページ、パンフレット、ポスター等で市民への周知を図るとともに11月の児童虐待防止推進月間には広報かまくらに啓発記事を掲載して周知を図った。また、玉縄まつりの会場にブースを出展し、虐待防止の普及啓発活動を実施した。また、こどもと家庭の相談室において土曜相談や夜間相談を実施し、相談の機会の拡充を図った。子育て支援講座については、ベビープログラム講座を3クール実施した。 子育て支援センター利用者は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="451 1469 954 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鎌倉</td> <td>11,533人</td> <td>8,238人</td> <td>6,056人</td> </tr> <tr> <td>深沢</td> <td>8,052人</td> <td>5,633人</td> <td>3,950人</td> </tr> <tr> <td>大船</td> <td>9,968人</td> <td>5,586人</td> <td>3,925人</td> </tr> <tr> <td>玉縄</td> <td>11,190人</td> <td>7,304人</td> <td>6,453人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40,743人</td> <td>26,761人</td> <td>20,384人</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度は、感染防止対策を図りながら、前年度を超える利用者を受け入れた。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	鎌倉	11,533人	8,238人	6,056人	深沢	8,052人	5,633人	3,950人	大船	9,968人	5,586人	3,925人	玉縄	11,190人	7,304人	6,453人	合計	40,743人	26,761人	20,384人	<p>A (B)</p>	<p>コロナ感染症も状況が落ち着いているため、子育て講座を継続的に実施することができた。また、子育て支援センターの利用者数もコロナ感染症の流行前の状況に戻って来た。今後も、こどもと家庭の相談室の相談事業や子育て講座、新たに設置する腰越地域の子育て支援センターも含めた子育て支援センターでの事業などを通じて児童虐待の未然防止等は図っていく。</p>
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																								
鎌倉	11,533人	8,238人	6,056人																								
深沢	8,052人	5,633人	3,950人																								
大船	9,968人	5,586人	3,925人																								
玉縄	11,190人	7,304人	6,453人																								
合計	40,743人	26,761人	20,384人																								

(3) いじめや不登校対策の充実

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等												
<p>児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるための相談体制の推進</p>	<p>【地域共生課】 市内の公立小・中学校の全生徒を対象に、人権に関する相談窓口の電話番号を記したカードを作成し配布した。(配布数：17,750部) また、ポスターを各学校に配布した。</p> 	A (A)	<p>令和4年度からカードにQRコードを挿入したことで、より相談に繋がりがやすくなった。夏休み後に登校への不安が顕在化する傾向があるため、引き続き、夏休み前に児童・生徒へ配布していく。</p>												
	<p>【市民健康課】 こころの健康のための相談先をまとめた「かまくらっ子おもりカード」を窓口及びいのちの教室で配布。小中学校16校(延1,948人)に配布</p>	A (A)	<p>対象とする全ての児童に配布できたため評価をAとした。引き続き実施していく。</p>												
	<p>【教育センター】 教育センター相談室では、公認心理師や臨床心理士など心理の専門的知識を持つ「教育相談員」が、幼児から青少年(主に学齢期)までの保護者・本人等から、教育や生活上のさまざまな問題について相談を受けた。また、小学校に月2回「教育相談員」の派遣を行った。</p> <table border="1" data-bbox="451 1294 954 1395"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>3,333件</td> <td>3,147件</td> <td>3,738件</td> </tr> <tr> <td>相談人数</td> <td>550件</td> <td>488件</td> <td>539件</td> </tr> </tbody> </table> <p>不登校の児童生徒が通室して、小集団での人間関係づくりや学習支援が受けられるよう、教育支援教室「ひだまり」で指導や支援を行った。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	相談件数	3,333件	3,147件	3,738件	相談人数	550件	488件	539件	A (A)	<p>電話だけでなくwebやメールを活用した相談体制を構築し、相談しやすい仕組みづくりを行っている。今後は、教育相談員の小学校への派遣回数を増やし、相談者の利便性を向上させる必要がある。</p>
	令和5年度	令和4年度	令和3年度												
相談件数	3,333件	3,147件	3,738件												
相談人数	550件	488件	539件												

<p>いじめ相談専用の「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を活用した、いじめの予防・防止及び早期対応の推進</p>	<p>【教育センター】 「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」では、市内在住・在学の小・中学生とその保護者等から、電話及びWEBにより合計28件の相談を受けた。</p> <table border="1" data-bbox="451 394 954 495"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td> <td>25件</td> <td>19件</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>WEB相談</td> <td>3件</td> <td>6件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>いじめ相談ダイヤル：平日9時～17時</p>  <p>ポスターには「ひとりでもなやまなごで」のテーマがあり、いじめ防止の重要性を訴えています。また、鎌倉市いじめ相談ダイヤルの電話番号（0467-24-5235）や、子どもSOS（WEBフォーム）のリンクが記載されています。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	電話相談	25件	19件	21件	WEB相談	3件	6件	1件	<p>B (B)</p>	<p>いじめ相談ダイヤルの番号やweb相談フォームの案内を記載した教育センター相談室のリーフレットを各学校に配付、周知したことで、電話相談の件数は前年度より増加した。Web相談を含め、より多くの子どもが利用しやすくなるよう、継続的に周知を行っていく必要がある。</p>
	令和5年度	令和4年度	令和3年度												
電話相談	25件	19件	21件												
WEB相談	3件	6件	1件												
<p>社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な知識や技能を持つスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒の生活環境面への支援</p>	<p>【教育センター】 スクールソーシャルワーカーが、学校訪問、保護者との面談、関係機関との調整を行い、児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築を行った。</p> <table border="1" data-bbox="451 1167 954 1267"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者数</td> <td>38人</td> <td>47人</td> <td>73人</td> </tr> <tr> <td>支援件数</td> <td>500件</td> <td>502件</td> <td>530件</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	支援対象者数	38人	47人	73人	支援件数	500件	502件	530件	<p>B (B)</p>	<p>専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーの配置により、関係機関との連携した支援を行うことができた。今後は、スクールソーシャルワーカーを増員し、より多くのケースに対応できるような体制を整えていく必要がある。</p>
	令和5年度	令和4年度	令和3年度												
支援対象者数	38人	47人	73人												
支援件数	500件	502件	530件												
<p>家庭、地域社会、学校が連携した、いじめや不登校のない学校づくり</p>	<p>【教育指導課】 「鎌倉市いじめ防止基本方針」や各市立小・中学校が、いじめ防止のための学校の取組、情報共有の体制、早期発見のための取組などを定めた「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめのない社会・学校づくりを推進した。 児童支援専任教諭連絡協議会、生徒指導対策協議会等で、問題行動等に理解を深め対策を協議した。</p>	<p>A (A)</p>	<p>「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」という認識をもち、未然防止、早期発見に向けて継続して取り組んでいく必要がある。 担当者会や協議会の内容を充実させ、関係機関との連携をさらに推進する。</p>												

3 高齢者の人権

高齢者の虐待防止対策を推進するなど高齢者の人権を擁護し、高齢者が生きがいを持って、いつまでも住み慣れた地域で安心した生活を送れるまちの実現をめざします。

(1) 高齢者虐待防止対策の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
高齢者虐待予防の周知・啓発の推進	<p>【高齢者いきいき課】 全介護保険事業所向けに虐待防止研修を2回開催した。 鎌倉市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、虐待対応の運用を行っている。 令和5年11月の虐待防止月間に本庁舎ロビーや玉縄まつりにおいて、障害者、子ども及び高齢者への虐待予防に係るパンフレット配布やパネルの掲示、虐待についての周知を図り、早期発見、早期対応に努めた。</p> 	B (B)	令和4年度まではコロナ禍で中止となっていた玉縄まつりでの周知・啓発を行うことができた。引き続き、啓発等に努める。
市や地域包括支援センターのほか、関係機関との連携による高齢者本人・家族の支援	<p>【高齢者いきいき課】 虐待の事例に対して、状況確認を行いつつ、関係機関との連携を個別に図るだけではなく、必要に応じてケース会議を開催し、高齢者本人や家族への具体的な支援を行った。</p>	B (B)	関係部署・機関と連携を図り、高齢者・家族への支援を行ったが、課題解決に期間を要するケースもあったため、より一層関係機関と連携を図り、迅速に対応していく必要がある。
高齢者と障害者の虐待防止の関係機関で組織する「鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」での虐待防止対策の検討	<p>【高齢者いきいき課】 「鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」について、高齢者いきいき課で所管している関連の会議体と併せて整理していく予定であることから会議は実施しなかった。</p>	D (D)	引き続き、関係機関と連携し、虐待防止対応がスムーズに実施されるよう情報共有を図っていく。

(2) 成年後見制度の利用促進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等																
<p>判断能力が不十分な人の権利を保護するための成年後見制度の周知・啓発</p>	<p>【高齢者いきいき課】 市内10か所の地域包括支援センター及び鎌倉市成年後見センターが成年後見制度の相談業務を行った。成年後見センターでは、弁護士、司法書士、行政書士又は社会福祉士による相談窓口を定期的に開設した。成年後見センターでの相談件数は294件で、うち専門相談事業は22件であった。地域包括支援センターでの成年後見の相談件数は320件であった。また、市民や関係機関向けに成年後見制度の利用や権利擁護に関する研修会を7回開催し、136人が参加した。</p> <table border="1" data-bbox="451 813 954 1043"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見センター 相談件数</td> <td>294件</td> <td>362件</td> <td>228件</td> </tr> <tr> <td>包括支援センター 相談件数</td> <td>320件</td> <td>259件</td> <td>48件</td> </tr> <tr> <td>講座・研修会</td> <td>7回</td> <td>10回</td> <td>4回</td> </tr> </tbody> </table> 		令和5年度	令和4年度	令和3年度	成年後見センター 相談件数	294件	362件	228件	包括支援センター 相談件数	320件	259件	48件	講座・研修会	7回	10回	4回	<p>B (B)</p>	<p>予定通り市民向け研修や関係機関向け研修を実施し、成年後見制度への理解を深めることができたが、研修会のテーマによって参加人数が少ない回もあったため、関心を持ってもらうよう周知の仕方を工夫するなど一層の普及啓発をしていく必要がある。</p>
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																
成年後見センター 相談件数	294件	362件	228件																
包括支援センター 相談件数	320件	259件	48件																
講座・研修会	7回	10回	4回																
<p>成年後見制度の説明、利用案内など市の相談体制の核となる「(仮称)成年後見センター」の設置や、今後市民後見人を活用するなど、成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進</p>	<p>【高齢者いきいき課】 権利擁護に関する地域連携ネットワークの中心的役割を担う中核機関に位置付けられている鎌倉市成年後見センターを中心に、成年後見制度の利用促進に向けて普及啓発を行った。また、親族が不在の場合の市長による手続きや経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のために後見人等への報酬費用の助成を実施した。 市長申立の件数は9件、助成利用の件数は4件となっている。鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連携を図るとともに、法人貢献の支援活動を行う後見支援員の活動を推進した。また、選任された市民後見人に対して適切に後見活動ができるようバックアップを行った。</p> <table border="1" data-bbox="451 1888 954 1984"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長申立</td> <td>9件</td> <td>4件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>助成利用</td> <td>4件</td> <td>9件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(高齢者いきいき課分)</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	市長申立	9件	4件	13件	助成利用	4件	9件	6件	<p>B (B)</p>	<p>引き続き、成年後見制度の利用案内や市長申立手続き等の案内を行っていく。また、令和6年度から市民後見人養成を再開し、市民後見人の活用を推進していく。</p>				
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																
市長申立	9件	4件	13件																
助成利用	4件	9件	6件																

(3) 地域包括ケアシステムの構築

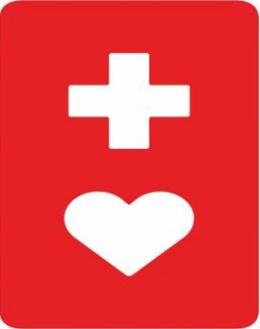
事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
地域包括支援センターの機能の充実	<p>【高齢者いきいき課】</p> <p>地域包括支援センターでは、「高齢者のよろず相談所」として介護に関する相談や、日々の暮らしにおける悩み事などに対応し、必要な支援を行った。また、地域包括支援センターのチラシや鎌倉市シニアガイドによる周知を図った。地域包括支援センターの業務が効果的・効率的に運営されているか等について、自己点検、自己評価、ヒアリングによる事業評価を実施した。</p>	B (B)	令和6年度から2つの地域包括支援センターで人員を増員させ、体制を強化した。引き続き、地域包括支援センターと連携し、高齢者・家族への支援を行うとともに業務が効果的・効率的に運営されるよう事業評価を実施していく。
関係機関・関係団体等のネットワーク強化による、地域における支援体制の充実	<p>【介護保険課】</p> <p>高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせるよう、地域の医療・介護関係者の「顔の見える関係づくり」を目的とした「多職種ミーティング」をオンラインで2回開催し、延 183 名の参加があった。地域包括支援センター職員のほか、介護支援専門員、医師、歯科医師、薬剤師、介護事業所などから参加者が集まり、共通の課題を通し、互いの役割の理解と協力に向けた多職種連携のあり方について検討した。</p>	B (B)	多職種ミーティングの開催により「顔の見える関係づくり」を進めることはできているが、地域課題の共有と解決に向けた地域づくりの推進が課題となっている。
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	<p>【都市計画課】</p> <p>バリアフリー化未実施駅である、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けて、交通事業者と調整を行った。</p> <p>【道路課】</p> <p>歩道段差解消は昭和54年度から371か所実施した。その後基準の改定等により、平成16年度に再調査を行い、新たに806か所が必要と確認されたため、17年度から第二次事業として実施している。令和5年度は16か所実施した。</p>	C (C)	<p>湘南モノレール湘南深沢駅は、平成30年度に湘南モノレールが工事着手を予定したことから、市では補助金の予算を確保していたが、地盤改良等が必要となったため、令和2年度に工事が延期された。その後新型コロナウイルスの影響による減収もあり、工事の時期については未定となっているが、バリアフリー化については、駅舎の改修に合わせ深沢地区土地区画整理事業の工事と連携を図り実施する予定と聞いている。</p> <p>歩道段差の解消は、令和5年度末の整備率が58.9%であり、今後も順次整備していく予定である。しかし、限られた予算と職員により対応していくことになるため、全箇所完成するまでには、まだ年数を要する。</p>

4 障害者の人権

障害者の人権と権利を擁護し、障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して暮らせる社会の実現をめざします。

(1) 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等							
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	【都市計画課】(再掲) バリアフリー化未実施駅である、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けて、交通事業者と調整を行った。	C (C)	湘南モノレール湘南深沢駅は、平成30年度に湘南モノレールが工事着手を予定したことから、市では補助金の予算を確保していたが、地盤改良等が必要となったため、令和2年度に工事が延期された。その後新型コロナウイルスの影響による減収もあり、工事の時期については未定となっているが、バリアフリー化については、駅舎の改修に合わせ深沢地区土地区画整理事業の工事と連携を図り実施する予定と聞いている。							
	【道路課】(再掲) 歩道段差解消は昭和54年度から371か所実施した。その後基準の改定等により、平成16年度に再調査を行い、新たに806か所が必要と確認されたため、17年度から第二次事業として実施している。令和5年度は16か所実施した。	C (C)	歩道段差の解消は、令和5年度末の整備率が58.9%であり、今後も順次整備していく予定である。しかし、限られた予算と職員により対応していくことになるため、全箇所完成するまでには、まだ年数を要する。							
	【障害福祉課】 重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・台所など住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>3件</td> <td>5件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	助成件数	3件	5件	6件	B (C)
	令和5年度	令和4年度	令和3年度							
助成件数	3件	5件	6件							
災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について関係機関との連携強化	【総合防災課】 避難行動要支援者名簿について、新規対象者への意向確認調査を行い更新した。また、更新した名簿を自治会町内会、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会へ提供した。	B (B)	制度未登録者や名簿未受領自治会町内会に対して制度の普及を行い、連携強化を図っていく。							

	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市聴覚障害者協会、消防本部及び障害福祉課で懇談会を行い、緊急時の情報保障について意見交換をした。 ・鎌倉市聴覚障害者協会と障害福祉課の共催で手話通訳付きAED講習会を実施した。手話通訳の情報保障をつけることで、聴覚障害者と健聴者が共に救急救命の重要性と実践を学ぶとともに、聴覚障害者に対する障害への理解や必要な配慮についてもあわせて学ぶことができた。 	B (C)	鎌倉市聴覚障害者協会の要望により、初めて手話通訳者を派遣して、AED講習会を開催することができた。障害種別により、災害時や緊急時に必要な支援は異なってくるため、日頃から庁内の関係部署や庁外の関係団体等との連携を密に図る必要がある。
事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実	<p>【総合防災課】</p> <p>福祉避難所として6施設（養護学校と老人センター）を設けている。また、福祉避難所運営訓練に2度参加するなど、各種避難所との連携強化を図った。</p>	C (C)	福祉避難所については、運営訓練の参加など関係者等との更なる連携を図る必要があるためC評価とした。今後は避難所資機材の拡充など、避難所に係る施策の充実を図る。
	<p>【福祉総務課】</p> <p>災害時において、在宅の障害者を市内の障害者施設へ緊急受入れするため、市内5施設（鎌倉清和園・障害者生活支援センター鎌倉清和・鎌倉はまなみ・工房ひしめき・鎌倉薫風）を運営する法人と協定を締結している。令和5年度においては、福祉避難所に指定されている老人福祉センターの指定管理者との協議等を踏まえ、「福祉避難所運営マニュアル」を作成するとともに、玉縄すこやかセンター及び腰越なごやかセンターで福祉避難所の開設・運営訓練を実施した。</p>	A (A)	訓練を通じて得られた課題等を「福祉避難所運営マニュアル」に反映させるとともに、引き続き福祉避難所の開設・運営訓練を実施し、福祉避難所運営体制の充実を図る。
	<p>【障害福祉課】</p> <p>連絡先、利用施設、医療に係る情報を記載できる「緊急時あんしんカード」を手帳交付時に配付した。県で作成しているヘルプマークを配布した（令和5年度1,003個配布）。</p> 	B (B)	ヘルプマークの認知度も少しずつ高まってきており、今後も障害者が安心して過ごせるよう、引き続き関係機関と協力しながら、配付を継続していく。

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等																								
障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進	<p data-bbox="451 416 954 566">【障害福祉課】 ・障害者の就労支援のため、「障害者二千人雇用センター」を委託運営し、障害者二千人の雇用を目指し、地域の事業者への働きかけなど、障害者の就労支援を行った。</p> <table border="1" data-bbox="451 573 954 689"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労者数 (平成30年度から累計)</td> <td>2,051人</td> <td>1,906人</td> <td>1,810人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="451 723 954 813">・障害者の雇用の場を確保するため、支援員のもと働ける場「ワークステーションかまくら」を市役所内に設置し、障害者を雇用した。</p> <table border="1" data-bbox="451 819 954 909"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークステーション 就労者数</td> <td>8人</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="451 943 954 1032">・障害者雇用を推進するにあたっての課題を把握し、支援体制の整備等の必要な事項を協議する「障害者二千人雇用推進協議会」を開催した（2回開催）。</p> <p data-bbox="451 1066 954 1133">・藤沢公共職業安定所との共催で障害者向け就職面接会を実施した（3回開催）。</p> <p data-bbox="451 1167 954 1256">・障害者雇用啓発講演会を対面方式及びオンライン配信にて実施した。（1回開催。参加企業数：8社、参加者数：33人）</p> <p data-bbox="451 1290 954 1379">・福祉事業所から一般就労に移行した障害者に対し、10万円を1回限り給付する障害者就労移行支援金を支給した。</p> <table border="1" data-bbox="451 1386 954 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付人数</td> <td>20人</td> <td>15人</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="451 1491 954 1581">・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方を雇用している中小企業及び就労支援A型事業所に、奨励金を支給した。</p> <p data-bbox="451 1592 954 1648">(令和5年支給認定者数：44人、中小企業：8社、A型事業所：9事業所)</p> <p data-bbox="451 1659 954 1771">・社会参加及び農業分野等での就労に向けたスキル習得を目指すことを目的とした農業就労体験セミナーを開催した(農業体験コース：12回、10人参加 就労特化コース：20回、2人参加)。</p> <p data-bbox="451 1805 954 1957">・就労困難者特化型BPO事業として「デジタル就労支援センターKAMAKURA」を委託運営し、ひきこもり状態の者や障害者等に対し、IT業務を中心とした在宅就労または通所による就労機会を提供した（登録者数：47人、支援人数：59人）。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	就労者数 (平成30年度から累計)	2,051人	1,906人	1,810人		令和5年度	令和4年度	令和3年度	ワークステーション 就労者数	8人	8人	8人		令和5年度	令和4年度	令和3年度	給付人数	20人	15人	14人	A (B)	障害者就労者数二千人を達成した。引き続き、就労意欲のある障害者及び障害者雇用に取り組む企業への支援を行っていく。
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																								
就労者数 (平成30年度から累計)	2,051人	1,906人	1,810人																								
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																								
ワークステーション 就労者数	8人	8人	8人																								
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																								
給付人数	20人	15人	14人																								

<p>障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進</p>	<p>【職員課】 常勤職員及び会計年度任用職員の採用について、受験資格を身体障害者に限定せず、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの交付を受けている人としている。</p> <table border="1" data-bbox="454 425 954 526"> <tr> <td>採用数</td> <td>令和6年</td> <td>令和5年</td> <td>令和4年</td> </tr> <tr> <td>常勤職員</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> </table> <p>(各年4月1日現在)</p>	採用数	令和6年	令和5年	令和4年	常勤職員	1人	0人	1人	会計年度任用職員	1人	1人	1人	<p>B (B)</p>	<p>令和5年6月1日時点の雇用率は2.86%で、法定雇用率2.6%を達成した。 ただし、昨年度よりも雇用率が低下したことからB評価とした。引き続き「鎌倉市障害者活躍推進計画」に基づき、障害者雇用の促進に努めていく。</p>
採用数	令和6年	令和5年	令和4年												
常勤職員	1人	0人	1人												
会計年度任用職員	1人	1人	1人												

(2) ライフステージに応じた相談支援体制の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等																								
<p>市と相談支援事業所との一層の連携を進めることによる情報の提供やサービス事業者との調整、社会資源の活用など総合的なサービス提供の推進</p>	<p>【障害福祉課】 鎌倉市基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制を構築し、委託相談支援事業所3か所、指定特定相談支援事業所18か所関係機関と連携しながら、日常生活や就労、福祉サービスなど様々な相談支援を行った。 鎌倉市障害福祉相談支援員による障害者及び家族の相談支援を行った。</p>	<p>B (C)</p>	<p>相談件数の増加や、相談内容がより複雑化・複合化してきたことにより、相談支援事業所との連携体制をさらに強化し、障害者の支援に取り組むことができた。 今後も、複雑化・複合化する相談に対応するため、関係機関と連携を図りながら、対応することが求められる。</p>																								
<p>支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進</p>	<p>【教育指導課】 保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と相互の緊密な連携体制の整備を図るため「発達支援システムネットワーク」と連携し、発達に特別な支援が必要な子どもの相談、早期発見及び早期からの支援などライフステージに対応する一貫した継続支援を実施した。</p>	<p>B (B)</p>	<p>発達支援システムネットワークで検討されたことが、支援を必要とする子どもたちにとって有効に作用している。 今後も更なる充実をめざしていく。</p>																								
<p>支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進</p>	<p>【発達支援室】 ・発達支援室では、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・児童指導員・保育士などが「発達支援指導」を行った。 ・幼稚園や保育園などに専門職が訪問して「巡回相談」を行った。</p> <table border="1" data-bbox="454 1545 954 1691"> <tr> <td></td> <td>令和5年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>発達の相談及び支援の延利用人数</td> <td>2,005人</td> <td>2,274人</td> <td>1,908人</td> </tr> <tr> <td>巡回相談実施延人数</td> <td>307人</td> <td>286人</td> <td>343人</td> </tr> </table> <p>・集団生活で社会性が大きく成長する時期での子育ての悩みに対応するため「5歳児すこやか相談」を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="454 1803 954 1904"> <tr> <td></td> <td>令和5年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>対象児数</td> <td>1,073人</td> <td>1,077人</td> <td>1,198人</td> </tr> <tr> <td>実施園数</td> <td>49園</td> <td>49園</td> <td>50園</td> </tr> </table> <p>・身近な支援者の発達障害理解促進と具体的な対応スキルアップを目的とした人材育成のための講座を実施し、修了者の中で希望者に「かまくらっ子発達</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	発達の相談及び支援の延利用人数	2,005人	2,274人	1,908人	巡回相談実施延人数	307人	286人	343人		令和5年度	令和4年度	令和3年度	対象児数	1,073人	1,077人	1,198人	実施園数	49園	49園	50園	<p>B (B)</p>	<p>・発達に課題がある子どもとその保護者の支援については、庁内関係課や関係機関と連携をはかり、ライフステージに応じた支援に取り組んできた。今までの取組を継続していくとともに今後は保護者支援や地域支援をより一層強化していく必要がある。 そのため、支援を必要とする子どもが所属する集団で必要なサポートが受けられるよう、幼稚園・保育園等において発達支援の中核となる職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための研修プログラム、地域で相談が受けられるよう出張相談、保護者が子どもの特性</p>
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																								
発達の相談及び支援の延利用人数	2,005人	2,274人	1,908人																								
巡回相談実施延人数	307人	286人	343人																								
	令和5年度	令和4年度	令和3年度																								
対象児数	1,073人	1,077人	1,198人																								
実施園数	49園	49園	50園																								

支援サポーター」として登録してもらい、小中学校及び幼稚園で活動している。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
小中学校	2,751人	1,424人	994人
幼稚園	214人	68人	86人

・児童福祉法に基づく「障害児相談支援」として、児童発達支援、放課後等デイサービス等の「障害児通所支援」を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行った。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
障害児支援 延利用人数	331人	369人	422人
継続障害児支援 利用人数	46人	38人	47人

・児童発達支援センターあおぞら園では、保育士、児童指導員、保健師、栄養士などが、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣・情緒・社会性などの発達を援助するとともに、保護者の方々への必要な支援をする「児童発達支援」を行った。また、保育園、幼稚園等に通う子どもを対象に、専門職が各施設に訪問し、施設のスタッフと協力して集団生活適応のための「訪問支援」を行った。(令和3年度から指定管理者が実施)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
児童発達支援 延利用人数	5,835人	4,691人	4,180人
訪問支援 延利用人数	29人	36人	31人

・支援を必要とする子どもが所属する集団で必要なサポートが受けられるよう、幼稚園・保育園等において発達支援の中核となる職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための研修プログラム、地域で相談が受けられるよう出張相談、保護者が子どもの特性を正しく理解し、適切な関わりができるよう「ペアレントトレーニング」を令和3年度から開始した。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
養成講座参加者数	25人	20人	15人
出張相談(参加者)	17回(18人)	24回(25人)	18回(26人)
ペアレントトレーニング参加者	6人	6人	6人

を正しく理解し、適切な関わりができるよう「ペアレントトレーニング」を令和3年度から実施し、さらに充実するよう努めている。

(3) 障害者の虐待防止の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等								
障害者虐待防止センターを中心とした障害者に対する虐待防止・啓発、早期発見家族や本人への支援	<p>【障害福祉課】</p> <p>・障害者虐待防止法に基づく「障害者虐待防止センター」を設置し、精神保健福祉士等による相談や通報に対応した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談・受付件数</td> <td>8件</td> <td>17件</td> <td>15件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・児童虐待防止推進月間に合わせて、障害者虐待についても、本庁舎にて、パネル展示、パンフレット配布等、啓発に取組んだ。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	相談・受付件数	8件	17件	15件	B (B)	通報を受けて、関係者に話を聞くなど事実調査を行い、状況によって虐待の認定を行う、しかるべき機関につなぐ、経過観察を行う等の対応を行った。
	令和5年度	令和4年度	令和3年度								
相談・受付件数	8件	17件	15件								

(4) 成年後見制度による障害者の権利擁護の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等												
自分ひとりで十分な判断ができない障害者の権利を擁護するための成年後見制度の周知・啓発	<p>【障害福祉課】</p> <p>鎌倉市成年後見センターが成年後見制度の相談業務を行った。成年後見センターでは、弁護士、司法書士、行政書士又は社会福祉士による、専門性の高い相談窓口を月1回程度開設した。成年後見センターでの相談件数は、利用者支援事業294件、専門相談事業22件。</p> <p>また、市民や介護事業所職員向けに成年後見制度の利用や権利擁護に関する研修会や講演会を6回実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>294件</td> <td>362件</td> <td>228件</td> </tr> <tr> <td>講座・研修会</td> <td>7回</td> <td>10回</td> <td>4回</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	相談件数	294件	362件	228件	講座・研修会	7回	10回	4回	B (B)	相談窓口を安定的に開設できたほか、講座・研修会も比較的多く開催できた。今後も引き続き取組を推進する。
	令和5年度	令和4年度	令和3年度												
相談件数	294件	362件	228件												
講座・研修会	7回	10回	4回												
成年後見制度についての市の相談体制の核となる「成年後見センター」の設置や市民後見人の活用など、成年後見制度の利用促進に向けた取組を今後進めていくことで障害者の権利擁護を推進	<p>【障害福祉課】</p> <p>平成26年7月1日 成年後見センター開設済み。</p> <p>親族が不在の場合の鎌倉市長による手続き（市長申立）や、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のため、鑑定費用の助成及び後見人等への報酬費用の助成を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長申立</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>助成利用</td> <td>13件</td> <td>8件</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(障害福祉課分)</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	市長申立	0件	1件	2件	助成利用	13件	8件	7件	B (C)	制度の周知を図ることで助成件数の増加につなげることができた。今後も関係機関と連携しながら、事業を継続していく。
	令和5年度	令和4年度	令和3年度												
市長申立	0件	1件	2件												
助成利用	13件	8件	7件												

(5) 障害者への理解の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
障害や障害者に対する理解を進めるための啓発事業や交流事業、福祉教育の推進	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設や団体が障害者の手作り品やお菓子を販売する「ふれあいショップ」を市役所ロビー（週2回程度）及び大船駅前（年1回）にて開催した。 ・精神保健福祉講演会「『支える人をひとりにしない』～ケアを担う子どもとその家庭で何が起きているのか～」を開催した（参加者95人）。 ・市民向け講演会「『ゆめバのじかん』上映会&クロストーク」を開催した（参加者83人）。 ・障害者差別解消法改正（事業者による合理的配慮の提供の義務化）に関する記事を広報かまくら及び鎌倉商工会議所の会報誌に掲載し、周知に努めた。（広報かまくら 令和5年度2月号・市内全世帯に配布、会報かまくら 2024年3月号・会員事業所、主要官公庁、各地主要商工会議所に配付） 	A (B)	<p>予定していたイベント等をすべて実施することができた。特に、市民向け講演会については、参加者から非常に好評であった。</p> <p>（障害者差別解消法改正） 課題として、関係機関及び市民へのより一層の周知・啓発が必要である。</p>
	<p>【教育指導課】</p> <p>各小・中学校で共同及び交流学习の実施や、総合的な学習の時間等に福祉教育で点字やバリアフリー等の学習を実施した。</p>	B (B)	<p>感染状況の変化により体験的な授業の実施ができるようになってきたが、その内容についてより主体的な学習となるよう、学習指導要領に則り、工夫をしながら効果的な学習を今後も進めていく。</p>
障害福祉制度で認定されていない障害のある人への支援の検討	<p>【市民健康課】</p> <p>様々な理由で支援が必要だが各種制度の対象になっていない方について、関係機関とともに支援する。</p>	B (C)	<p>困りごとに対し関係機関と連携し、支援を継続する。関係機関や関係部署とのこまめな連絡調整を心がけることで、制度のはざまにある人への支援について役割分担をしながら取り組んでいるため、評価をC→Bとした。</p>

5 外国人の人権

外国人住民や観光で訪れる外国人の人権が守られ、国籍や文化の違いを理解し、地域で共に安心して生活していくことができる世界に開かれたまちづくりをめざします。

(1) 多言語による情報提供の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等								
日常生活や災害時 に対応する情報の 多言語化	【文化課】 日本語での意思疎通が困難な外国籍市民等が市役所窓口での手続き等において、担当課や学校等からの要請に基づき、市民通訳ボランティアを派遣している。令和5年度利用実績は2件である。(登録者数延60名 対応言語数11言語) <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数</td> <td>2回</td> <td>0回</td> <td>2回 (フランス語)</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	派遣回数	2回	0回	2回 (フランス語)	B (B)	利用件数は少ないものの、新たなボランティア登録者もあり、日本語での意思疎通が困難な外国籍市民を支援することができている。必要な場面でボランティア派遣ができるよう市役所庁内も含め、周知を継続することが必要である。
		令和5年度	令和4年度	令和3年度							
	派遣回数	2回	0回	2回 (フランス語)							
【地域共生課】 ・31言語に対応した多言語音声翻訳アプリ VoiceTra の入ったタブレットを相談窓口に加え、外国語への対応を図った。 ・市民団体と協働し、外国籍市民向け生活ガイドを作成した。		A (B)	外国籍市民向け生活ガイドを作成したため。引き続き、外国人の相談者対応の充実に努めていく。								
【観光課】 ・外国語版パンフレットを75,000部作成(英44,000部、西9,000部、仏7,000部、繁6,000部、簡6,000部、韓3,000部)し、観光案内所、観光課窓口、市内宿泊施設等で配布した。 ・海水浴場開設期間中の避難訓練では英語でのアナウンスを行った。		B (B)	災害時の外国人観光客に対するリアルタイムな情報発信については対策に検討を要する。								

(2) 多文化共生社会の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等												
日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対する、日本語指導の支援等、教育環境の充実	<p>【教育指導課】 日本語の理解が十分でない児童・生徒に対し、日本語指導協力者が放課後等に学校で支援を行い、学校生活への適応を図った。</p> <table border="1" data-bbox="451 589 954 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 者</td> <td>8人 英語、 タガログ語 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語、 タイ語</td> <td>12人 ドイツ語、 英語、 タガログ語 中国語、 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語</td> <td>6人 タイ語、 ドイツ語、 英語、 タガログ語 中国語</td> </tr> <tr> <td>派遣回数</td> <td>136回</td> <td>96回</td> <td>84回</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	対 象 者	8人 英語、 タガログ語 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語、 タイ語	12人 ドイツ語、 英語、 タガログ語 中国語、 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語	6人 タイ語、 ドイツ語、 英語、 タガログ語 中国語	派遣回数	136回	96回	84回	B (B)	日本語支援が必要な児童・生徒が増えてきており、回数や支援内容が、需要と合致しなくなっている。また、緊急性がある場合や言語話者が少数で支援に結び付きにくい場合など、多様な実態への対応が求められており、さらなる支援の充実が必要である。
	令和5年度	令和4年度	令和3年度												
対 象 者	8人 英語、 タガログ語 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語、 タイ語	12人 ドイツ語、 英語、 タガログ語 中国語、 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語	6人 タイ語、 ドイツ語、 英語、 タガログ語 中国語												
派遣回数	136回	96回	84回												
国籍の違いを越え、言語、文化、習慣の違いを互いに理解し、安心して暮らせる地域社会を目指した国際理解の推進	<p>【文化課】 令和5年度は、多文化共生社会への理解を図り、国籍や文化の違いを認め合い、外国籍市民とともに暮らしやすい地域づくりを推進するため、市民向けに多言語を通して国際理解を深めるワークショップを開催した。</p>	B (B)	ワークショップのアンケート結果等により、国際理解の推進に寄与したと考えている。多文化共生社会への啓発や意識の醸成にあたっては、継続して機会を提供することが必要であり、今後も様々な機会を捉え、国際理解への充実を図っていく。												
市民及び市民団体の国際交流・協力活動の推進	<p>【文化課】 例年国際交流・協力団体と協働で「かまくら国際交流フェスティバル」を開催し、団体の活動紹介と国際理解の場を提供している。令和5年度は、17団体参加のもと、開催した。 また、国際交流・協力団体連絡会「情報かわら版」を年4回発行し、情報提供を行った。</p>	B (B)	国際交流フェスティバルについては、11月の3連休の最終日に開催し、多くの人で賑わう中、活動紹介することができた。今後も継続して「かまくら国際交流フェスティバル」を開催し、団体の活動紹介と国際理解の場を提供するとともに、国際交流・協力団体連絡会「情報かわら版」の内容を充実させ発行し、情報提供に努める。												

6 災害発生時の人権

大規模な災害の発生は人権侵害と切り離せない関係にあり、特に女性や子どもなど弱者に対する配慮が重要です。大規模な災害に備えた男女共同参画の推進と災害時の要支援者に対する支援などの取り組みに努めます。

(1) 防災に関する男女共同参画の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
避難所における、男女双方の視点に配慮した良好な生活環境づくり	【総合防災課】 福祉避難所運営訓練に2度参加するなど、各種避難所との連携強化を図った。	C (C)	多様な立場の方が利用する避難所における環境整備について、更なる充実を図る必要があるためC評価とした。今後資機材の拡充を図るとともに、訓練などを通じ、関係者等との連携強化を図る。
防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大	【総合防災課】 防災会議委員における女性委員は36人中5人(令和6年3月現在)。	C (C)	防災会議委員は充て職であり、女性委員の登用が難しい状況ではあるが、避難所運営など災害対応において多様な視点で検討することは重要であることから、女性委員の登用について検討していく。

(2) 災害時要援護者に対する支援

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を基にした災害時要援護者情報の庁内での共有・把握、及び平常時からの支援体制の整備	【総合防災課】 避難行動要支援者対策検討会議などを開催し、避難行動要支援者名簿の登録状況や配布状況など、福祉部各課と情報共有を行った。	C (C)	制度発足から継続して情報共有を行っているが、名簿の使いやすさなど検討を要する点があるためC評価とした。今後は名簿提供先等の意見を踏まえ、より使いやすい名簿となるよう改善を図る。
高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、地理に不案内な観光客、言葉や習慣に慣れていない外国人等に対する避難誘導、十分な情報提供などの支援	【総合防災課】 防災・安全情報提供システムにてメール配信を行った。メール配信登録件数29,702件(令和6年5月末現在)。 また、沿岸部に津波避難誘導標識を3基設置した。(うち1基は板面差し替え)	B (B)	津波避難誘導標識の拡充などを実施できたためB評価とした。メール配信サービスの更なる普及、また、令和6年度以降も津波避難誘導標識を設置するなど、避難誘導対策の更なる強化を図る。

7 同和問題

現在もなお部落差別が存在し、インターネット等の情報化の進展に伴って部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。同法に基づき、引き続き関係機関と連携しながら啓発活動等を推進していきます。

(1) 同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の促進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
同和問題についての正しい理解と認識を深め、偏見と差別のないまちづくりの実現を目指した啓発	【地域共生課】 人権関連団体が作成した冊子（8種類）を購入し、市職員へ回覧するとともに、ロビー等へ配架を行い、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるよう努めた。	B (B)	人権関連団体主催の研修会等が再開され、市職員や教職員、民生委員、PTA、人権擁護委員などが参加し、知識を深めたことによる。今後も同和問題に対する正しい理解と認識を深めるよう、研修受講対象を広げるよう検討する。
基本的人権を尊重することを基盤に、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが大切にされる学校教育の推進	【教育指導課】 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること」をめざし、道徳科を要として、学校教育全体を通じて実施した。	A (A)	今後も、重要な課題として取り組んでいく。

(2) 個人情報の保護

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
個人情報の保護	【市民課】 住民票や戸籍等について、本人確認の徹底及び「鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱」に基づき、不正取得の防止に努めた。	A (B)	本人確認の徹底等を行うことにより、前年度同様に住民票や戸籍等の不正取得とみられる事案を発生させなかった。今後も、個人情報の不正取得の防止に努めていく。

(3) えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
同和問題を口実とする、企業や行政機関等に対する不当な要求の排除に向けた啓発	【地域共生課】（再掲） 人権関連団体が作成した冊子（8種類）を購入し、市職員へ回覧するとともに、ロビー等へ配架を行い、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるよう努めた。 えせ同和行為があった場合は、「鎌倉市不当要求行為等に関する要綱」に基づき対応することとしている。	B (B)	概ね実施できたため。県内の連絡会で他市の取組なども参考とし、同和問題を口実とする不当な要求の排除に努めていく。

8 さまざまな人権

社会の状況が日々変わっていく中、さまざまな人権問題が起こっています。患者等の人権や性的少数者の人権、ハラスメントなどこれらの問題を正しく理解していくことが重要です。

(1) 患者等の人権

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
感染症に関する正しい知識の普及と偏見・差別の解消	【地域共生課】 ・新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について、HPで周知した ・HP等によりマスクをつけることが困難な方への配慮について周知啓発を行った。	A (A)	感染症に関する差別の解消について引き続き対応していく。
	【広報課】 ホームページに感染症に関する情報をまとめ、誰にでも理解しやすい情報発信に努めた。	A (A)	今後も、誰にでも理解しやすい情報発信に努める。
	【市民健康課】 感染症に関する正しい知識の周知と啓発を行った。	A (A)	市民への周知を継続して行い、感染症への理解の促進を図っていく。(AIDS予防の普及啓発については、県・保健所が所管)
	【教育指導課】 体育科保健領域で感染症についてや感染症の予防について正しい知識を身に付け、どのように関わっていくべきかを考え、偏見や差別につながらない教育を進めた。	B (B)	感染症については状況や扱いが変化しつつあり、今後も児童生徒の心情に配慮しながら重要な課題として取り組んでいきたい。

(2) 性的少数者の人権

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
相談業務や当事者理解のための啓発、偏見の解消	【地域共生課】 男女共同参画週間のパネル展、ホームページ、モニター広告で啓発を行うとともに、相談機関を案内した。 性的マイノリティの理解の一助となるよう、性的マイノリティの方等が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的、精神的に相互に支え合い、協力し合うことを約した関係にあることを市長が確認し、公に証明する「パートナーシップ宣誓制度」について、広報やホームページで周知した。(宣誓8組、うち他市からの継続1組)。	A (A)	引き続き、性的マイノリティの理解促進及びパートナーシップ宣誓制度の周知に努めるほか、当事者理解のための研修を実施するなど啓発活動をより充実させていく。

(3) 犯罪被害者の人権

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み	【地域共生課】 かながわ犯罪被害者サポートステーション等が発行するパンフレットの配架を行った。 神奈川県や警察庁からの情報を関係課と共有し、近隣市の動向を把握し相談体制の連携を図った。 犯罪被害者支援条例の制定に向け、検討を進めた。	A (A)	引き続き庁内関係課への情報共有や情報収集を行い、相談者の対応について庁内連携・周知を図る。
	【地域のつながり課】 ホームページ掲載やパンフレットの窓口配架を行い、犯罪被害者に対する支援制度について周知を図った。	B (B)	情報が伝わりやすくなるようホームページの改良を行った。 支援制度をより多くの市民に伝えるため、情報発信手法について検討していく必要がある。

(4) 拉致被害者の人権

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発	【地域共生課】 ・市役所ロビーで神奈川県関連特定失踪者パネル展示による啓発を行った。 ・拉致問題を広く伝える映画上映事業を県と共催した。 ・北朝鮮拉致問題啓発週間に併せ、大船駅東口歩道橋に拉致問題啓発タペストリーを掲示し、啓発を行った。	A (B)	令和5年度は、拉致問題啓発タペストリーを掲示し啓発の範囲を広げた。引き続き、拉致被害者への理解を深めるよう啓発を行う。

(5) インターネット等による人権侵害

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
インターネット、ソーシャルネットワークワーキングサービス等ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発	【教育指導課】 SNSを使用する上でのモラル、マナーについて、道徳科を中心に学習するとともに、講師を招いて講演会を開催した。 情報モラル教材「GIGAワークブックかまくら」を作成し、配信している。	B (B)	情報モラル教材「GIGAワークブックかまくら」を活用し、小・中学校において情報モラル教育を進め、児童・生徒の情報活用能力が向上した。今後も活用を広げていきたい。
	【地域共生課】 SNSでの人権侵害について、モニター広告、広報、LINE、パネル展での啓発を行った。	B (B)	様々な機会を捉え啓発活動を行っているため。さらに頻度を上げ実施する必要がある。

(6) ホームレス問題

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
生活保護による生活の立て直しを図るなど、自立に向けた支援	【生活福祉課】 生活困窮者に対し、生活保護制度の適用や就労支援員への相談及びハローワークと連携し、就労につなげていくなど、自立のための支援を実施した。令和5年度は相談を延490件実施し、191世帯の生活保護を開始し、就労については就労相談の人数が58名、就職が30名となった。	A (A)	相談に来られた生活困窮者に対し、制度に則し、生活保護の決定、保護費の支給を行ったこと、また、就労に関しては年度目標値を超えたことから今回の評価とした。引き続き生活困窮者への支援、自立などの支援を行っていく。

(7) 食料支援

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
生活困窮者への食料支援	【生活福祉課】 生活困窮者を対象に、食料配布会を月1回実施するほか、緊急的に食料が必要な方へ食料支援を行った。食料配布会配布件数 1,285人	A (B)	フードバンク事業として必要なニーズに対応するため、寄付食料の確保や維持管理を協働事業者と連携して行った。引き続き、食料の寄付者に呼びかけを行い、食料の確保に努めるとともに、市内地域食堂団体と連携し、食料支援の充実を図っていく。

Ⅲ 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と推進状況

Ⅰ 人権教育・啓発・研修の推進

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及びかまくら人権施策推進指針に基づき、「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくり」をめざして、人権教育・啓発・研修を推進します。

(Ⅰ) 人権教育の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
保育所・幼稚園、小・中学校における、発達段階に応じた人権尊重の理念を理解するための教育	【地域共生課】 人権擁護委員が保育園において、紙芝居を活用し、いじめについての「人権教育」を実施した。 また、中学生を対象に、日常の家庭生活や学校生活の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした「中学生人権作文コンテスト」を実施し、5校95編の募集があった。	A (C)	令和5年度は保育園において人権教室を以来4年ぶりに実施し、幼児期における人権尊重の意識啓発に貢献した。また、「中学生人権作文コンテスト」の実施により、参加した生徒の人権に対する意識を高めることができたため、引き続き実施していく。
	【教育指導課】 各小・中学校での日常的な学級指導、児童生徒指導や教科等の中で人権尊重の理念を理解する教育を行った。 特記事項：教育センターで人権研修を実施することにより、教職員の人権意識を高めたり、県による出前授業等も活用したりした。	B (B)	発達の段階に応じて、人権尊重に関する指導を各小・中学校において実施している。今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。
	【地域共生課】(再掲) 子どもの人権110番強化週間に合わせ、広報、市役所ロビーのポスター展示、モニター広告で子どもの権利条約等を周知した。	B (B)	概ね実施できたが、引き続き周知・啓発を行う。 子ども相談窓口カードの配布と併せ、夏休み期間にSNS等を活用した相談しやすい情報を提供し、更なる相談窓口の周知を図る。
子どもの権利条約の周知	【教育指導課】 学校や子ども相談課との連携を密にして、児童虐待の早期発見に努めた。	B (B)	要保護対策連携協議会のケース進行管理会議や日頃の情報交換をし、学校での子どもの様子観察など、早期発見に向けて取り組んでいく。
子どもの意見を聞く機会の確保と意見の尊重	【こども支援課】 ・子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例第17条第1項に基づき、「子どもが意見を言える機会」として、令和5年4月1日現在で11歳～17歳の子どもを対象に、(仮称)こども計画の策定に向けたアンケート調査を実施した。	B (B)	子どもたちが日頃感じていることや思うことを知ることができる一方、発達段階等に応じた意見聴取の手法等について、検討を行う必要があると感じている。

	・地域共生課と共同して運用する「わたしの提案」子ども版の用紙を、全市立小中学校及び全放課後子どもひろば・子どもの家に配架した。		
家庭・地域社会・学校が連携した人権教育の推進	【教育指導課】 社会教育主事やこども相談課、地域共生課と共に、家庭・地域社会・学校が連携した人権教育の推進を図れるよう必要に応じて啓発活動を行った。	B (B)	各校の教育課程に応じて、外部講師による講演会や体験活動を実施しているところである。今後も各校の状況を把握し、他課と連携を図りながら推進していく。
生涯学習における人権に関する学習機会の提供	【生涯学習課】 鎌倉から始める難民との共生社会等のセミナーを実施した。	C (D)	セミナーの周知方法の検討を行う。

(2) 人権啓発の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
市民が参加しやすい曜日や時間帯に配慮した啓発活動	【福祉総務課】 共生社会の推進のため、市民向けまちづくり講座を2回開催した。 【第1回】ICT×インクルーシブ教育～共生社会の推進に向けて～ 【第2回】「目の見えない白鳥さん、アートを見にく」映画上映会&アフタートーク	B	実施にあたり、各方面への周知が不足していたと感じたため。 今後においては、開催時期に対して周知を早めに行うなど、より多くの市民に講座を知ってもらえるよう努める。
	【地域共生課】 講師との調整がつかず研修会を開催しなかった。	D (B)	参加しやすい研修等の在り方について、引き続き検討していく。
差別をうけている当事者や支援者とともに行う啓発活動	【地域共生課】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せ、性暴力サバイバー団体と協働で写真展示を行った	A (D)	当事者や支援者と連携して啓発活動に取り組むことができた。今後も実現可能な方策を検討していく。
ホームページやソーシャルネットワークワーキングシステムなど、さまざまな伝達手段を用いた人権関連情報の提供	【地域共生課】 広報、ホームページ、SNS、モニター広告、パネル展を活用して、人権関連の情報提供を行った。	B (B)	様々な機会を捉え啓発活動を行っているため。更に頻度を上げ実施する必要がある。

(3) 人権研修の推進

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
相談業務や社会的に弱い立場の市民に関わる職員に対する人権研修の充実	【地域共生課】 ・神奈川人権センターが主催する「人権学校」（参加者6人）、「かながわ国際人権集会県民集会」（参加者27人）に参加し人権問題に関する情報を得た。 ・新採用職員に「共生社会について」中堅主事に「共生社会の取組について」研修を行った。	B (B)	研修を受講した職員だけでなく、職員全体が人権意識を高められるよう、研修内容を共有できるよう努めていく。
学校教育における人権教育を推進させるための教職員に対する人権研修の充実	【教育センター】 教職員と市職員等を対象に人権に関する研修会を実施した。 実施回数：1回 参加人数：教職員等40人	A (B)	受講者からは、「子どもたちへの見方や接し方を改めて見直す良い機会となった」「幼少期に関わる仕事だからこそこのようにして子ども

	<p>実施日：7月27日（木） 内容：講義「子どもの発達を阻害するリスク（虐待・マルトリートメント、小児期の逆境体験、ヤングケアラー等）と守る権利」</p>	<p>もを守っていくかが大事だと思った」など、学んだ内容を実際に現場で活かしているというコメントが多く、人権課題を身近に感じてもらえるような研修を開催できたと言える。</p>
--	---	---

2 人権に関する相談・救済支援体制の整備

相談者への迅速かつ適切な対応を行うため、相談内容を幅広く受け止めるとともに、関連機関と連携した相談体制を、また適切な対応が図られるよう整備していきます。

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等												
相談する市民にとって、さらに分かりやすい窓口案内の充実	【地域共生課】 生活に関する様々な困り事に対応するため、広報かまくらに毎月各種相談窓口の日程等を掲載するとともに、「市民相談日程表」を市役所ロビーや各支所等に配架した。また、ホームページや市民便利帳にも掲載した。	A (A)	様々な広報媒体を通じて相談窓口を案内した。引き続き、相談者にとってわかりやすい窓口案内に努めていく。												
複雑・多様化する相談に対応するため、各相談窓口との連携の強化	【地域共生課】 ・複合化する相談に対し、「くらしと福祉の相談窓口」で問題をときほぐしながら傾聴し、問題解決に向けて関係する課や関係機関へつないだ。 ・相談者の背後にある問題を聴き取る「インテーク」の強化を目指し、相談担当者の研修資料を共有するなど、職員のスキルアップを図り、円滑な連携に努めた。	A (A)	関係課と連携し、複雑な相談に柔軟に対応した。緊密な情報共有を図り、さらなる連携強化に努めていく。												
人権侵害の未然防止や被害者の救済のため、法務局・県・人権団体等との連携	【地域共生課】 ・ご近所でのトラブルから重大な人権侵害まで様々な相談について、人権擁護委員が「人権相談」を行った。 <table border="1" data-bbox="450 1288 951 1388"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>4件</td> <td>5件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>開設数</td> <td>24回</td> <td>24回</td> <td>17回</td> </tr> </tbody> </table> ・県・法務局・人権擁護委員連合会と連携し人権関連イベント「かながわハートフルフェスタ 2023in かまくら」を開催した。		令和5年度	令和4年度	令和3年度	相談件数	4件	5件	4件	開設数	24回	24回	17回	A (B)	令和5年度は人権関連イベントの開催により、法務局、県等と連携することができた。 また、広報やホームページで、人権相談の開設及び電話相談「みんなの人権110番」を案内した。
	令和5年度	令和4年度	令和3年度												
相談件数	4件	5件	4件												
開設数	24回	24回	17回												

3 市民、地域の団体、事業者等との連携

人権施策の推進にあたっては、人権研修の周知を依頼するなど、市民、地域の団体、事業者等とそれぞれの特性に合わせた連携を図ります。

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
市民、地域の団体、事業者等との連携の推進	【地域のつながり課】 市民活動センターにおいて、神奈川県との協働によるパートナーシップミーティングでの市民活動団体と企業とのマッチングなど、団体間の連携の推進を図った。市民活動センター利用者数延べ11,660人(登録団体326団体)。 地縁による団体(自治会町内会)に対し、各種補助金を交付することによって、地域活動を支援した。	B (B)	一部の市民活動団体のみならず、多くの市民・団体・企業との連携に努める。 地縁による団体への補助金交付申請において、申請手続きが一部煩雑となっていることから、円滑な手続きができるよう、申請方法及び記載事項等について整理が必要である。
市民、地域の団体、事業者等に対する啓発機会や情報提供の充実	【地域共生課】 ・人権に関する講演会等に、人権擁護委員・民生委員・PTA等に声掛けをし、参加を案内した。 ・人権擁護委員が啓発のための街頭キャンペーンを行った。	A (B)	令和5年度は街頭キャンペーンを行い、啓発の機会を充実させた。引き続き、市民、地域の団体に対し人権に関する講演会等への参加を案内する。

4 人権尊重とプライバシー保護

インターネット利用の際は、お互いの人権を尊重した行動をとることが必要です。
また、行政機関が保有する個人情報の適正管理に取り組みます。

事業内容	令和5年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
インターネット等による人権侵害を予防するための啓発	【地域共生課】(再掲) SNSでの人権侵害について、モニター広告、広報、LINE、パネル展での啓発を行った。	B (B)	様々な機会を捉え啓発活動を行っているため。更に頻度を上げ実施する必要がある。
個人情報保護の重要性について、市職員や市民、事業者に対する意識啓発の推進	【総務課】 会計年度任用職員及び技能労務職職員に対し、個人情報保護意識の向上を目的とした研修を実施した(受講者194名)。また、個人情報取扱主任者を中心とした職員向けに個人情報保護制度について理解を深める研修を実施した(受講者約72名)。	B (B)	職員の個人情報保護意識の向上及び個人情報保護制度についての理解を深めた。今後も研修等を通して啓発等の実施を継続していく。